

議案第 67 号

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の改正について

令和 8 年 6 月 11 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

(前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年前橋市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「35 人」を「30 人」に改める。

第 5 条第 1 項及び第 3 項の表備考第 1 号中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第 5 項第 2 号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

第 12 条後段並びに第 13 条第 1 項の表第 6 条第 1 項の項及び第 2 項後段中「第 14 条第 6 項」を「第 14 条第 7 項」に改める。

附則第 9 項前段中「及び」を「、主務養護教諭又は」に改める。

(前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第 2 条 前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 30 年前橋市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項後段中「35 人」を「30 人」に改める。

附則第 3 項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における 1 学級の園児数

については、第1条の規定による改正後の前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

- 3 この条例の施行の際現に存する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）における1学級の子どもの数については、第2条の規定による改正後の前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。